

(1)~(5) (略)	
8 短期入所生活介護費 (1日につき)	
イ 短期入所生活介護費	
(1) 単独型短期入所生活介護費	
(一) 単独型短期入所生活介護費(I)	
a 要介護1	<u>625単位</u>
b 要介護2	<u>693単位</u>
c 要介護3	<u>763単位</u>
d 要介護4	<u>831単位</u>
e 要介護5	<u>897単位</u>
(二) 単独型短期入所生活介護費(II)	
a 要介護1	<u>625単位</u>
b 要介護2	<u>693単位</u>
c 要介護3	<u>763単位</u>
d 要介護4	<u>831単位</u>
e 要介護5	<u>897単位</u>
(2) 併設型短期入所生活介護費	
(一) 併設型短期入所生活介護費(I)	
a 要介護1	<u>584単位</u>
b 要介護2	<u>652単位</u>
c 要介護3	<u>722単位</u>
d 要介護4	<u>790単位</u>
e 要介護5	<u>856単位</u>
(二) 併設型短期入所生活介護費(II)	
a 要介護1	<u>584単位</u>
b 要介護2	<u>652単位</u>
c 要介護3	<u>722単位</u>
d 要介護4	<u>790単位</u>
e 要介護5	<u>856単位</u>
ロ ユニット型短期入所生活介護費	

(1)~(5) (略)	
8 短期入所生活介護費 (1日につき)	
イ 短期入所生活介護費	
(1) 単独型短期入所生活介護費	
(一) 単独型短期入所生活介護費(I)	
a 要介護1	<u>620単位</u>
b 要介護2	<u>687単位</u>
c 要介護3	<u>755単位</u>
d 要介護4	<u>822単位</u>
e 要介護5	<u>887単位</u>
(二) 単独型短期入所生活介護費(II)	
a 要介護1	<u>640単位</u>
b 要介護2	<u>707単位</u>
c 要介護3	<u>775単位</u>
d 要介護4	<u>842単位</u>
e 要介護5	<u>907単位</u>
(2) 併設型短期入所生活介護費	
(一) 併設型短期入所生活介護費(I)	
a 要介護1	<u>579単位</u>
b 要介護2	<u>646単位</u>
c 要介護3	<u>714単位</u>
d 要介護4	<u>781単位</u>
e 要介護5	<u>846単位</u>
(二) 併設型短期入所生活介護費(II)	
a 要介護1	<u>599単位</u>
b 要介護2	<u>666単位</u>
c 要介護3	<u>734単位</u>
d 要介護4	<u>801単位</u>
e 要介護5	<u>866単位</u>
ロ ユニット型短期入所生活介護費	

(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	
(一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(I)	
a 要介護1	<u>723単位</u>
b 要介護2	<u>790単位</u>
c 要介護3	<u>863単位</u>
d 要介護4	<u>930単位</u>
e 要介護5	<u>997単位</u>
(二) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(II)	
a 要介護1	<u>723単位</u>
b 要介護2	<u>790単位</u>
c 要介護3	<u>863単位</u>
d 要介護4	<u>930単位</u>
e 要介護5	<u>997単位</u>
(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費	
(一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(I)	
a 要介護1	<u>682単位</u>
b 要介護2	<u>749単位</u>
c 要介護3	<u>822単位</u>
d 要介護4	<u>889単位</u>
e 要介護5	<u>956単位</u>
(二) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(II)	
a 要介護1	<u>682単位</u>
b 要介護2	<u>749単位</u>
c 要介護3	<u>822単位</u>
d 要介護4	<u>889単位</u>
e 要介護5	<u>956単位</u>
注1・2 (略)	
3 <u>イ(2)について、共生型居宅サービスの事業を行う指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス等基準第118条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者の</u>	

(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	
(一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(I)	
a 要介護1	<u>718単位</u>
b 要介護2	<u>784単位</u>
c 要介護3	<u>855単位</u>
d 要介護4	<u>921単位</u>
e 要介護5	<u>987単位</u>
(二) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(II)	
a 要介護1	<u>718単位</u>
b 要介護2	<u>784単位</u>
c 要介護3	<u>855単位</u>
d 要介護4	<u>921単位</u>
e 要介護5	<u>987単位</u>
(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費	
(一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(I)	
a 要介護1	<u>677単位</u>
b 要介護2	<u>743単位</u>
c 要介護3	<u>814単位</u>
d 要介護4	<u>880単位</u>
e 要介護5	<u>946単位</u>
(二) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(II)	
a 要介護1	<u>677単位</u>
b 要介護2	<u>743単位</u>
c 要介護3	<u>814単位</u>
d 要介護4	<u>880単位</u>
e 要介護5	<u>946単位</u>
注1・2 (略)	
(新設)	

日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この注において同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス等基準第114条に規定する指定短期入所をいう。以下この注において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業を行う事業所において共生型短期入所生活介護（指定居宅サービス基準第140条の14に規定する共生型短期入所生活介護をいう。）を行った場合は、所定単位数の100分の92に相当する単位数を算定する。

4 イ(2)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、注3を算定している場合は、生活相談員配置等加算として、1日につき13単位を所定単位数に加算する。

(新設)

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。  
短期入所生活介護費及び介護予防短期入所生活介護費における生活相談員配置等加算の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 生活相談員を一名以上配置していること。

ロ 地域に貢献する活動を行っていること。

5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、生活機能向上連携加算として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、1月につき100単位を所定

(新設)

単位数に加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。  
短期入所生活介護費における生活機能向上連携加算の基準  
次のいずれにも適合すること。

イ 指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所若しくは医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下この号において「理学療法士等」という。）が、当該指定短期入所生活介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等と共同してアセスメント（利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。）及び利用者の身体の状態等の評価をした上で、個別機能訓練計画を作成していること。

ロ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

ハ 機能訓練指導員等が理学療法士等と連携し、個別機能訓練計画の進捗状況等を三月ごとに一回以上評価し、必要に応じて利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容等の見直し等を行っていること。

6 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験

3 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているもの（利用者の数（指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所又は同条第4項に規定する併設事業所である指定短

を有する者に限る。)(以下この注において「理学療法士等」という。)を1名以上配置しているもの(利用者の数(指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所又は同条第4項に規定する併設事業所である指定短期入所生活介護事業所にあつては、利用者の数及び同条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。))又は指定居宅サービス基準第124条第4項に規定する併設本体施設の入所者又は入院患者の合計数。以下この注において同じ。))が100を超える指定短期入所生活介護事業所にあつては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法(指定居宅サービス基準第2条第8号に規定する常勤換算方法をいう。特定施設入居者生活介護費の注4において同じ。))で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの)として都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

7 (略)

8 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、看護体制加算(I)を算定している場合は、看護体制加算(Ⅲ)イ又はロは算定せず、看護体制加算(Ⅱ)を算定している場合は、看護体制加算(Ⅳ)イ又はロは算定しない。

- |                       |              |
|-----------------------|--------------|
| (1) 看護体制加算(I)         | 4 単位         |
| (2) 看護体制加算(Ⅱ)         | 8 単位         |
| (3) <u>看護体制加算(Ⅲ)イ</u> | <u>12 単位</u> |
| (4) <u>看護体制加算(Ⅲ)ロ</u> | <u>6 単位</u>  |

期入所生活介護事業所にあつては、利用者の数及び同条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム(老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。))又は指定居宅サービス基準第124条第4項に規定する併設本体施設の入所者又は入院患者の合計数。以下この注3において同じ。))が100を超える指定短期入所生活介護事業所にあつては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法(指定居宅サービス基準第2条第7号に規定する常勤換算方法をいう。特定施設入居者生活介護費の注4において同じ。))で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの)として都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- |                       |      |
|-----------------------|------|
| (1) 看護体制加算(I)         | 4 単位 |
| (2) 看護体制加算(Ⅱ)<br>(新設) | 8 単位 |
| (新設)                  |      |

(5) 看護体制加算(Ⅳ)イ

23単位

(新設)

(6) 看護体制加算(Ⅳ)ロ

13単位

(新設)

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。

指定短期入所生活介護における看護体制加算に係る施設基準

イ 看護体制加算(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

(1) 指定短期入所生活介護事業所（当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第二百二十一条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホーム）において、常勤の看護師を一名以上配置していること。

(2) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号。以下「通所介護費等の算定方法」という。）第三号に規定する基準に該当していないこと。

ロ 看護体制加算(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

(1) 指定短期入所生活介護事業所の看護職員の数に次掲げる基準に適合すること。

(一) 指定短期入所生活介護事業所（当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス等基準第二百二十一条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。）の看護職員の数、常勤換算方法で、利用者の数が二十五又はその端数を増すごとに一以上であること。

(二) 指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス等基準第二百二十一条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームの看護職員の数、常勤換算方法で、利用者の数（指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の

数の合計数)が二十五又はその端数を増すごとに一以上であり、かつ、特別養護老人ホーム基準第十二条第一項第四号に定める特別養護老人ホームに置くべき看護職員の数に一を加えた数以上であること。

(2) 当該指定短期入所生活介護事業所の看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーション(指定居宅サービス等基準第六十条第一項第一号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。以下同じ。)の看護職員との連携により、二十四時間連絡できる体制を確保していること。

(3) イ(2)に該当するものであること。

ハ 看護体制加算Ⅲイを算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

(1) 利用定員が二十九人以下であること。

(2) 指定短期入所生活介護事業所における算定日が属する年度の前年度又は算定日が属する月の前三月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護三、要介護四又は要介護五である者の占める割合が百分の七十以上であること。

(3) イ(1)及び(2)に該当するものであること。

ニ 看護体制加算Ⅲロを算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

(1) 利用定員が三十人以上五十人以下であること。

(2) ハ(2)及び(3)に該当するものであること。

ホ 看護体制加算Ⅳイを算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

ロ(1)から(3)まで並びにハ(1)及び(2)に該当するものであること

ヘ 看護体制加算Ⅳロを算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

ロ(1)から(3)まで、ハ(2)及びニ(1)に該当するものであること。

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに対して指定短期入所生活介護を行った場合は、医療連携強化加算として、1日につき58単位を所定単位数に加算する。ただし、ニの在宅中重度者受入加算を算定している場合は、算定しない。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。  
 短期入所生活介護費における医療連携強化加算の基準  
 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  
 イ 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費の注8の看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定していること。  
 ロ～ニ (略)

10 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注3を算定している場合は、算定しない。

- (1) 夜勤職員配置加算(Ⅰ) 13単位
- (2) 夜勤職員配置加算(Ⅱ) 18単位
- (3) 夜勤職員配置加算(Ⅲ) 15単位
- (4) 夜勤職員配置加算(Ⅳ) 20単位

11～18 (略)

ハ 療養食加算 8単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所生活介

6 (略)

7 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- (1) 夜勤職員配置加算(Ⅰ) 13単位
- (2) 夜勤職員配置加算(Ⅱ) 18単位  
(新設)  
(新設)

8～15 (略)

ハ 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所生活介



護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として、所定単位数を加算する。

イ～ハ (略)

## ニ 在宅中重度者受入加算

注 指定短期入所生活介護事業所において、当該利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に当該利用者の健康上の管理等を行わせた場合は、1日につき次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を加算する。

イ 看護体制加算(I)又は(Ⅲ)イ若しくはロを算定している場合(看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)イ若しくはロを算定していない場合に限る。)

421単位

ロ 看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)イ若しくはロを算定している場合(看護体制加算(I)又は(Ⅲ)イ若しくはロを算定していない場合に限る。)

417単位

ハ 看護体制加算(I)又は(Ⅲ)イ若しくはロ及び(Ⅱ)又は(Ⅳ)イ若しくはロをいずれも算定している場合

413単位

ニ 看護体制加算を算定していない場合

425単位

## ホ 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 認知症専門ケア加算(I)

3単位

ロ 認知症専門ケア加算(Ⅱ)

4単位

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

短期入所生活介護費、短期入所療養介護費(認知症病棟を有する病院における短期入所療養介護費を除く。)、特定施設入居者生

護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ～ハ (略)

## ニ 在宅中重度者受入加算

注 指定短期入所生活介護事業所において、当該利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に当該利用者の健康上の管理等を行わせた場合は、1日につき次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を加算する。

イ 看護体制加算(I)を算定している場合(看護体制加算(Ⅱ)を算定していない場合に限る。)

421単位

ロ 看護体制加算(Ⅱ)を算定している場合(看護体制加算(I)を算定していない場合に限る。)

417単位

ハ 看護体制加算(I)及び(Ⅲ)をいずれも算定している場合

413単位

ニ 看護体制加算を算定していない場合

425単位

(新設)

活介護費、認知症対応型共同生活介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス（認知症病棟を有する病院における介護療養施設サービスを除く。）、介護医療院サービス、介護予防短期入所生活介護費、介護予防短期入所療養介護費（認知症病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費を除く。）、介護予防特定施設入居者生活介護費及び介護予防認知症対応型共同生活介護費における認知症専門ケア加算の基準

イ 認知症専門ケア加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 事業所又は施設における利用者、入所者又は入院患者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下「対象者」という。）の占める割合が二分の一以上であること。
- (2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者（短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を提供する場合にあっては、別に厚生労働大臣が定める者を含む。）を、対象者の数が二十人未満である場合にあっては、一以上、当該対象者の数が二十人以上である場合にあっては、一に、当該対象者の数が十九を超えて十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。
- (3) 当該事業所又は施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。

ロ 認知症専門ケア加算(II) 次に掲げる基準のいずれにも適合す

ること。

- (1) イの基準のいずれにも適合すること。
- (2) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者（短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を提供する場合にあつては、別に厚生労働大臣が定める者を含む。）を一名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
- (3) 当該事業所又は施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。  
指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のホの注の厚生労働大臣が定める者  
日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者

へ （略）

ト 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ホ （略）

へ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからへまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからへまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからへまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
- (4)・(5) (略)

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費

(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)

a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)

- i 要介護 1 753単位
- ii 要介護 2 798単位
- iii 要介護 3 859単位
- iv 要介護 4 911単位
- v 要介護 5 962単位

b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)

- i 要介護 1 794単位
- ii 要介護 2 865単位
- iii 要介護 3 927単位
- iv 要介護 4 983単位
- v 要介護 5 1,038単位

c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)

- i 要介護 1 826単位
- ii 要介護 2 874単位
- iii 要介護 3 935単位
- iv 要介護 4 986単位
- v 要介護 5 1,039単位

d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからホまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからホまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからホまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
- (4)・(5) (略)

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費

(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)

a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)

- i 要介護 1 750単位
- ii 要介護 2 795単位
- iii 要介護 3 856単位
- iv 要介護 4 908単位
- v 要介護 5 959単位

b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)

- i 要介護 1 788単位
- ii 要介護 2 859単位
- iii 要介護 3 921単位
- iv 要介護 4 977単位
- v 要介護 5 1,032単位

c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)

- i 要介護 1 823単位
- ii 要介護 2 871単位
- iii 要介護 3 932単位
- iv 要介護 4 983単位
- v 要介護 5 1,036単位

d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)